

恵庭市中小企業者等従業員資格取得支援モデル事業の実施について

1. 趣旨

市内の中小企業者等が、従業員の資質の向上及び事業継続や経営基盤強化に資する従業員の定着及び離職防止を目的として、当該事業者が当該従業員の業務に必要な資格取得に要する経費を支出した場合に、当該経費の一部を補助する。令和8年度は試行実施（モデル事業）とする。

2. 概要

(1) 対象とする資格

- ・大型自動車第一種免許
- ・大型自動車第二種免許
- ・大型特殊自動車免許
- ・中型自動車第一種免許
- ・中型自動車第二種免許
- ・準中型自動車第一種免許
- ・普通自動車第二種免許

(2) 対象額

(1)の対象とする資格取得に必要な費用を対象経費とし、補助額は当該事業者が当該従業員の業務に必要な資格取得に要する経費として支出した額（ただし、厚生労働省の教育訓練給付金その他これらに類する補助金等の対象となる場合は、当該額を控除した額）の2分の1の額とし、事業者1者当たり各年度10万円を上限として補助する。

(3) 補助対象者～次の要件を全て満たす事業者

- ①恵庭市中小企業振興基本条例に規定する中小企業者等であること。
- ②市内に本店、本社若しくは主たる事業所がある法人又は市内に主たる事業所がある若しくは市内に住民票がある個人であること。
- ③恵庭市に納めるべき税に未納がないこと。
- ④法人の場合はその代表者及び役員が、個人の場合は本人が、恵庭市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑤経費の一部又は全部を当該事業者が負担していること。

(4) 補助対象となる従業員～次の要件を全て満たす者

- ①住民基本台帳法の規定による恵庭市の住民基本台帳に記録されていること。
- ②無期雇用契約が締結されていること（65歳未満の者に限る）。
- ③補助金の申請日以後3年以上同一の事業所で勤務できることを事業者と当該従業員の双方が確約できること。
※当該従業員が65歳以上である場合にあっては、当該従業員の雇用契約期間中とする。
※同一の法人（関連企業その他これに類するものを含む）に雇用が継続される場合で市内の別の事業所に異動するものも含む。
- ④雇用保険に加入していること。

⑤健康保険（社会保険）に加入していること（従業員が適用される場合に限る）。

⑥厚生年金保険に加入していること（従業員が適用される場合に限る）。

（５）補助の対象経費等

補助金の対象となる経費は、当該事業者がその従業員の業務に必要と認めるもの（交通費を除く。）であって、当該事業者が支出したもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、対象資格が取得できなかった場合は、経費とはみなさない。

①資格試験の受験に要した受験料、検定料、証紙、写真代、専用道具の購入費用

②資格の免状等の登録及び交付に要した免許登録料、免状交付手数料、免許証交付手数料その他これらに類する費用

③国又は資格授与機関が受講を指定又は義務付けしている講習（これに類するものを含む。）の受講料

④前各号に定めるもののほか、厚生労働省の教育訓練給付金の対象となる経費

※厚生労働省の教育訓練給付金その他これらに類する補助金等の対象となる場合は、当該額を控除した額を経費とする。

※当該事業者が当該従業員に支出したのも含むことができる。ただし、その経理が明確である場合に限る。

※対象となる資格を取得してから90日以内に補助金の申請があったものに限る。

※資格取得日が令和8年4月1日以降であって、取得日から90日以内であれば、入社前に資格を取得したものであっても申請可能（ただし、当該事業者が負担したものに限る。）

